

○かすみがうら市公式キャラクターの使用に関する要綱

平成30年12月25日

告示第137号

改正 令和元年8月30日告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、かすみがうら市公式キャラクター「かすみがうにゃ」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「キャラクター」とは、別図に定めるかすみがうにゃの基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザイン（以下「デザイン」という。）並びにかすみがうにゃの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）をいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(着ぐるみの使用の範囲)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、着ぐるみを使用させることができる。ただし、営利を主たる目的とする事業において使用する場合は除く。

- (1) 市の機関が行う事業において使用するとき。
- (2) NPO法人、社会福祉法人その他の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が行う事業において使用するとき。
- (3) 民間企業が行う事業であって、社会貢献活動その他の公益的な活動を目的とするものにおいて使用するとき。
- (4) 観光振興又は地域振興を目的とする事業において使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

(使用申請)

第5条 デザインを使用しようとする者は、使用を開始しようとする日の10日前までにかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新）承認申請書（様式第1号）に企画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市の機関による後援又は共催の名義の使用承認を受けた事業において使用するとき。
- (3) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

2 着ぐるみを使用しようとする者は、使用を開始しようとする日の10日前までにかすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第2号）に企画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市の職員が業務のために使用する場合は、この限りでない。

（使用承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 前条の規定により申請を行う者（以下この条において「申請者」という。）が自己の商標又は意匠として独占的に使用しようとするとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(5) その他市長が使用を承認することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認又は不承認を決定したときは、かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）承認通知書（様式第3号）若しくはかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）不承認通知書（様式第4号）又はかすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第5号）若しくはかすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 デザインの使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる期間は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）がデザインを使用する期間とし、前条の規定による承認の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。

2 使用者は、前項の規定による使用承認を受けた期間を経過したときは、デザインを使用してはならない。ただし、次条の規定による使用期間の更新の承認を受けたときは、この限りでない。

3 着ぐるみの使用承認をすることができる期間は、使用者が着ぐるみを使用する期間とし、5日を限度とする。この場合において、使用承認の期間には、貸出日及び返却日を含むものとし、使用期間の末日がかすみがうら市の休日を定める条例（平成17年かすみがうら市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日を返却日とする。

（デザインの使用期間の更新）

第8条 使用者は、前条第1項の規定による使用承認を受けた期間を経過した後も引き続きデザインを使用しようとするときは、あらかじめかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用承認の期間の更新（以下「使用更新」という。）を承認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により使用更新の承認又は不承認を決定したときは、かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）承認通知書又はかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）不承認通知書により当該使用者に通知するものとする。
- 4 使用更新の承認をすることができる期間は、使用更新の承認を受けた者がデザインを使用する期間とし、前項の規定による承認の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、再更新を妨げない。

（使用料）

第9条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- （2） デザインの改変はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- （3） 使用承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （4） キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- （5） デザインの使用承認に係る物品等の完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって完成品の提出に代えることができる。
- （6） 着ぐるみの使用に係る運搬（搬出及び搬入を含む。以下この号において同じ。）は使用者が行い、運搬に要する費用は使用者が負担すること。

- (7) 着ぐるみが破損し、又は汚損しないように努めること。
- (8) 着ぐるみを降雨時又は降雪時に屋外で使用しないこと。
- (9) その他市長が別に定める事項に基づき使用すること。

(デザインの使用変更承認)

第11条 使用者は、承認を受けたデザインの使用目的、使用方法又は使用数量を変更しようとするときは、あらかじめかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容の変更の承認又は不承認を決定し、かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用(更新・変更)承認通知書又はかすみがうら市公式キャラクターデザイン使用(更新・変更)不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この告示又は市長が別に定める事項の規定に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他市長が使用承認を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、かすみがうら市公式キャラクター使用承認取消通知書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた使用者は、直ちにキャラクターの使用を中止しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対して当該使用承認に係る物品等の回収を求めることができる。

5 市は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害に

ついて、一切の責任を負わないものとする。

(着ぐるみの原状回復)

第13条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、修理、清掃その他の方法により原状に復さなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は使用者が負担するものとする。

(責任の制限)

第14条 市は、キャラクターの使用によって使用者が被った損害又は使用者が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月25日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日告示第87号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別図 (第2条関係)



様式第1号（第5条、第8条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新）承認申請書

かすみがうら市公式キャラクターのデザインの使用に関し、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
担当連絡先	(所 属) (氏 名) (T E L) (F A X) (E - m a i l)
添付書類 (使用承認の 申請時のみ)	1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売 価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等） 2 その他市長が必要と認める書類
承認番号 (使用更新の 申請時のみ)	第 号

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

かすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用承認申請書

かすみがうら市公式キャラクターの着ぐるみの使用に関し、下記のとおり申請します。

記

事業名	
事業内容	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
受取希望日時	年 月 日（ 時 分）
返却予定日時	年 月 日（ 時 分）
担当連絡先	（所 属） （氏 名） （TEL） （FAX） （E-mail）
添付書類	1 企画書 2 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条、第8条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあったキャラクターのデザインの使用
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

承認番号	第 号
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
その他 (使用条件等)	

様式第4号（第6条、第8条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用（更新・変更）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったキャラクターのデザインの使用
について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの使用について、下記
のとおり決定したので通知します。

記

事業名	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認番号	第 号
その他 (使用条件等)	※ 使用後は、着ぐるみの使用状況がわかる写真を提出すること。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市公式キャラクター着ぐるみ使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの使用について、下記
のとおり不承認としたので通知します。

記

事業名	
不承認の理由	

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

かすみがうら市公式キャラクターデザイン使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用数量		
変更理由		
担当連絡先	(所 属) (氏 名) (T E L) (F A X) (E - m a i l)	
承認番号	第	号

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市公式キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した内容について、下記のとおり承認を取り消したので通知します。

記

承認番号	第 号
使用目的 (事業名等)	
取消理由	

様式第1号 (第5条、第8条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条、第8条、第11条関係)

様式第4号 (第6条、第8条、第11条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)